

指定短期入所生活介護(ショートステイ)

重要事項説明書

社会福祉法人 興寿会
特別養護老人ホーム 興寿苑
短期入所生活介護事業所

当施設は介護保険の指定を受けています。
(横須賀市指定 第 1471902195 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 居室・設備の概要	2
4. 主な職員の配置状況及び勤務体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービス提供における事業者の義務	7
7. 事業所利用の留意事項	8
8. 事故発生時の対応について	9
9. 非常災害対策について	9
10. 苦情の受付について	9
11. 損害賠償について	10

別紙 1 1. 主な職員の配置状況 2. 主な職員の勤務体制

別紙 2 利用料金表

別紙 3 主なクラブ活動

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 興寿会
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市池上町6丁目5番地21号
- (3) 電話番号 046-852-1301
- (4) 代表者氏名 理事長 坪内 正
- (5) 設立年月 平成13年8月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
横須賀市1471902195号(平成16年1月1日指定)
* 当事業所は、特別養護老人ホーム興寿苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

当事業所は、ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 興寿苑 短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横須賀市池上町6丁目5番21号
- (5) 電話番号 046-852-1301
- (6) 管理者氏名 原 茂良
- (7) 当事業所の運営方針

- ◇ ご利用者の居宅における生活を念頭におき、入浴・排泄・食事等の介護・相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話・機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- ◇ ご利用者の意思及び人格を十分に尊重し、常にご利用者の立場にたってサービスを提供するように努めます。
- ◇ 明るく、家庭的な雰囲気をつくり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係機関等と密接な連携に努めます。

- (8) 事業開始年月 平成16年1月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休

受付時間：月～金 8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 10人 (介護予防短期入所生活介護利用者を含む)
- (11) 通常の事業実施地域 横須賀市・葉山町・逗子市
- (12) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階
- (13) 建物の延べ床面積 6,590.9㎡
- (14) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

平成16年1月1日指定 横須賀市1471902187号 定員120名

[通所介護(介護予防を含む)]

平成16年1月1日指定 横須賀市1471902211号 定員25名

[居宅介護支援事業]

平成16年1月1日指定 横須賀市1471902203号

[認知症対応型通所介護(介護予防を含む)]

平成29年2月1日指定 横須賀市1491900385号 定員8名

[訪問看護(介護予防を含む)]

平成29年3月1日指定 横須賀市1461990514号

(15) 事業所への交通

衣笠駅・汐入駅よりバス 池上6丁目バス停下車 徒歩3分

3. 居室・設備の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室(従来型個室)になります。居室の希望については、空き状況などにより決めさせていただきますので、ご希望は、特別な理由がある場合以外は、伺っておりません。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	
合計	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	食堂と兼用
浴室	2室	特殊浴槽・機械浴・中間浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	
談話室	1室	

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居室を除きご契約者にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業者がその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

- ◇ 個室には、トイレ・洗面所・ロッカー・テレビを備え付けてあります。
- ◇ 本入所の方の空きベッドを使用する場合は、上記の設備が備え付けてない場合があります。

4. 主な職員の配置状況及び勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、主な職員を別紙1のとおり配置し、勤務体制を組んでいます。

なお、職員配置については、指定基準を遵守しています。

<配置職員の職種>

【介護職員(介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業と兼務)】

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

【生活相談員(介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業と兼務)】

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名以上の生活相談員を配置しています。

【看護職員(介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業と兼務)】

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

【機能訓練指導員(介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業と兼務)】

ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。(兼務)

【介護支援専門員(介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業と兼務)】

ご契約者に係る「短期入所生活介護計画」を作成します。

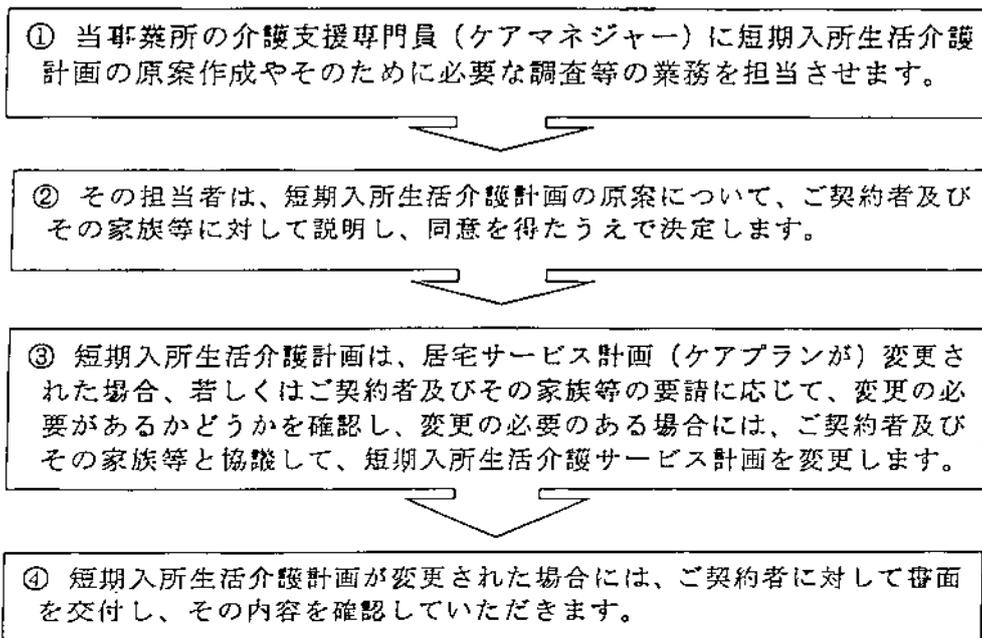
2名以上の介護支援専門員を配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、短期入所生活介護計画に定めます。

短期入所生活介護計画の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)



当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の基本9割（8割又は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの状態の方でも、機械浴槽（特殊浴槽・中間浴槽）を使用して入浴することができます。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退の防止を図る訓練を実施します。

④ 送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

利用者の負担金（基本料金・体制加算）

- ・別紙2の利用料金表のとおり、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と各段階に応じた居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合でも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」記載の負担限度額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 利用にあたって別途利用料金をいただく滞在費及び食費は、別紙2のとおりです。

〔食 事〕

- ・当事業所では、管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

〔食事時間〕

朝食：7:30～8:30 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

- ② ①以外のサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（酒類を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

[理美容サービス]

月2回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。利用料金は、別紙2のとおりです。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定とクラブ活動は、別紙3のとおりです。

④ 日用品費

シャンプー・石鹸・ティッシュペーパー・歯ブラシ・入れ歯洗浄剤・バスタオル・フェイスタオルにつきましては、ご希望により施設で用意いたします。（日用品費として1日あたり120円いただきます。）持参される場合は、かかりません。なお、オムツ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金、費用は月単位でまとめて請求いたします。翌月27日（ご利用の金融機関によって異なります）に指定の口座より引き落としさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

◇ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに申し出てください。変更や追加の場合、満室等の理由により、ご希望にそえないことがあります。

◇ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調

不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用開始日(1日分)の利用料金の10%(自己負担相当額)と滞在費及び食費相当額
利用期間中の前日15時までに申し出がなかった場合	キャンセル日(1日分)の利用料金の10%(自己負担相当額)と滞在費及び食費相当額(「介護保険負担限度額認定証」がある場合は、記載されている限度額)

- ◇ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ◇ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金は、お支払いいただきます。

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。また、緊急時対応として、サービスの提供を行っているときに、ご契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関、ご家族への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

以下のものはお持ち込みできません。

- ◇ 大型の家具・電気製品、火気爆発物、刃物などの危険物、動物、生物、その他判断に迷うようなものがありましたら、ご相談下さい。
- ◇ 金品・貴重品などをお持ちいただくことは避けてください。万一お持ちになられた場合は、事務所の金庫で保管いたします。

(2) 面 会

面会時間 8:30 ~ 20:00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※ なお来訪される時に食べ物などをお持ち込まれる場合は、職員にお知らせ下さい。
また、他の利用者に食べ物を差し上げることはご遠慮下さい。

(3) 食 事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(2)に定める食費は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

- ◇ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ◇ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ◇ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ◇ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙・飲酒

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

飲酒の時間や量は、職員が管理させていただきます。また、医師から禁酒の指示が出ている方はご遠慮下さい。

(6) サービス利用中の医療の提供について

サービス提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業者等に連絡します。

① 協力病院等

医療機関の名称	横須賀市立うわまち病院
所在地	横須賀市上町2-36
診療科	内科・外科・脳外科・整形外科・産婦人科・皮膚科・精神科・泌尿器科

医療機関の名称	横須賀市立市民病院
所在地	横須賀市長坂1-3-2
診療科	内科・外科・脳外科・整形外科・産婦人科・皮膚科・精神科・泌尿器科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	千恵歯科医院	TEL. 046-826-3339
所在地	横須賀市若松町2-3 板坂ビル3階	

8. 事故発生時の対応について

当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策について

当事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておきます。また、計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行います。

10. 職員の研修について

当施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け実施します。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 法人内研修 月1回

11. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇ 苦情受付窓口（担当者）

職 名 生活相談員

◇ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

◇ 電話番号 046-852-1301

◇ FAX 046-852-2004

また、苦情受付ボックスを1階に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

横須賀市 福祉部 介護保険課 給付係	所在地 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 電話番号 046-822-8253 受付時間 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
横須賀市 福祉部 指導監査課 第1係	所在地 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 電話番号 046-822-8162 受付時間 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
葉山町 福祉課	所在地 〒240-0112 三浦郡葉山町堀内 2135 番地 電話番号 046-876-1111 受付時間 8：30～17：00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 0570-022110 《苦情専用》 受付時間 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

12. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

[重要事項説明書] 同意書

【説明年月日】

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 興寿苑 短期入所生活介護事業所

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

【同意年月日】

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

ご利用者（契約者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

代筆者 _____ (統柄 _____)

別紙1〔4関係〕

1. 主な職員の配置状況

(平成30年8月1日現在)

職種	常勤換算	指定基準 (兼務可)
施設長(管理者)	1名	1名
医師	1名	必要数名
生活相談員	4名	2名
看護職員(常勤)	3名	3名
看護職員(非常勤)	3名	
介護職員(常勤)	38名	44名
介護職員(非常勤)	9名	
管理栄養士	1名	1名
機能訓練指導員	1名	1名
介護支援専門員	4名	2名

- * 常勤換算は、職員の直前1か月の勤務延時間数の総数を常勤職員が1か月勤務すべき勤務時間数で除した数です。
- * 介護職員・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員の常勤換算は、介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所介護事業との兼務時間を含みます。
- * 指定基準の人数は、他の職種や介護老人福祉施設等との兼務を含みます。

2. 主な職員の勤務体制

(平成30年8月1日現在)

職種	勤務体制			
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員			
	早番	7:30	～	16:30 4名
	日勤	8:30	～	17:30 4名
	遅番	10:00	～	19:00 4名
	夜勤	17:00	～	10:00 6名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員			
	日勤	8:00	～	17:00 2名
	遅番	9:00	～	18:00 1名
医師	毎週月曜日	13:00	～	16:00

- * 上記の最低配置人員は、介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護事業との兼務となります。